

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

**風しんの追加的対策に係る市区町村別報告書（令和7年3月実施分の請求）について
～令和7年3月11日以降はクーポン発行元の市町村に直接請求～**

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記（風しん第5期クーポン事業の取り扱い等）につきましては、本年1月17日付の本会通知にてお知らせいたしました。3月10日で最終となる国保連合会への請求時期が近づいてまいりましたので、改めて情報提供いたします（以下、1月17日付本会通知と同内容）。

風しんの追加的対策（いわゆるクーポン事業）は、令和7年3月31日をもって終了します。

それに伴い、**大阪府国民健康保険団体連合会への費用請求が令和7年3月10日（必着）をもって終了**となります。

国保連合会による受付終了後の費用請求（令和7年3月実施分）は、専用の様式を用いて、クーポン発行元の市町村に直接行うことになります。

各市町村への請求締め切りは、本年4月10日までです。

府内市町村の請求先（行政担当課一覧）は別添のとおりであり、本資料は本会ホームページ（文書ライブラリ）に掲載しています。府外の市町村に請求を行う際は、各自治体のホームページ等をご参照下さい。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

参考①：クーポン事業の請求先に関して

●大阪府国民健康保険団体連合会あて（現状）

→令和7年3月10日必着をもって終了

●クーポン発行元の市町村担当課あて（3/10の国保連合会の請求受付終了後）

→令和7年4月10日必着で送付

（府内市町村の担当課一覧は別添参照）

→請求様式は専用のものを用いる（従前の国保連宛の請求様式は使用不可）

専用の請求様式は府医ホームページよりダウンロード可

（次ページへ）

参考②：各種ホームページ

①日本医師会ホームページ

- ・ 検索エンジンで「日本医師会 風しんの追加的対策」でもアプローチ可能です。
- ・ 下記ホームページ下段に、「市区町村別請求書（令和7年3月1日～3月末実施分請求用）」が掲載されています（従前の請求様式類も掲載）。

<https://www.med.or.jp/doctor/kansen/rubella/008503.html>



②大阪府医師会ホームページ（文書ライブラリ）

- ・ 市区町村別請求書（PDF）と大阪府内市町村請求先一覧を掲載しています。
- ・ ID検索は1801です。

<https://www.osaka.med.or.jp/documents/index?id=1801&word=>

